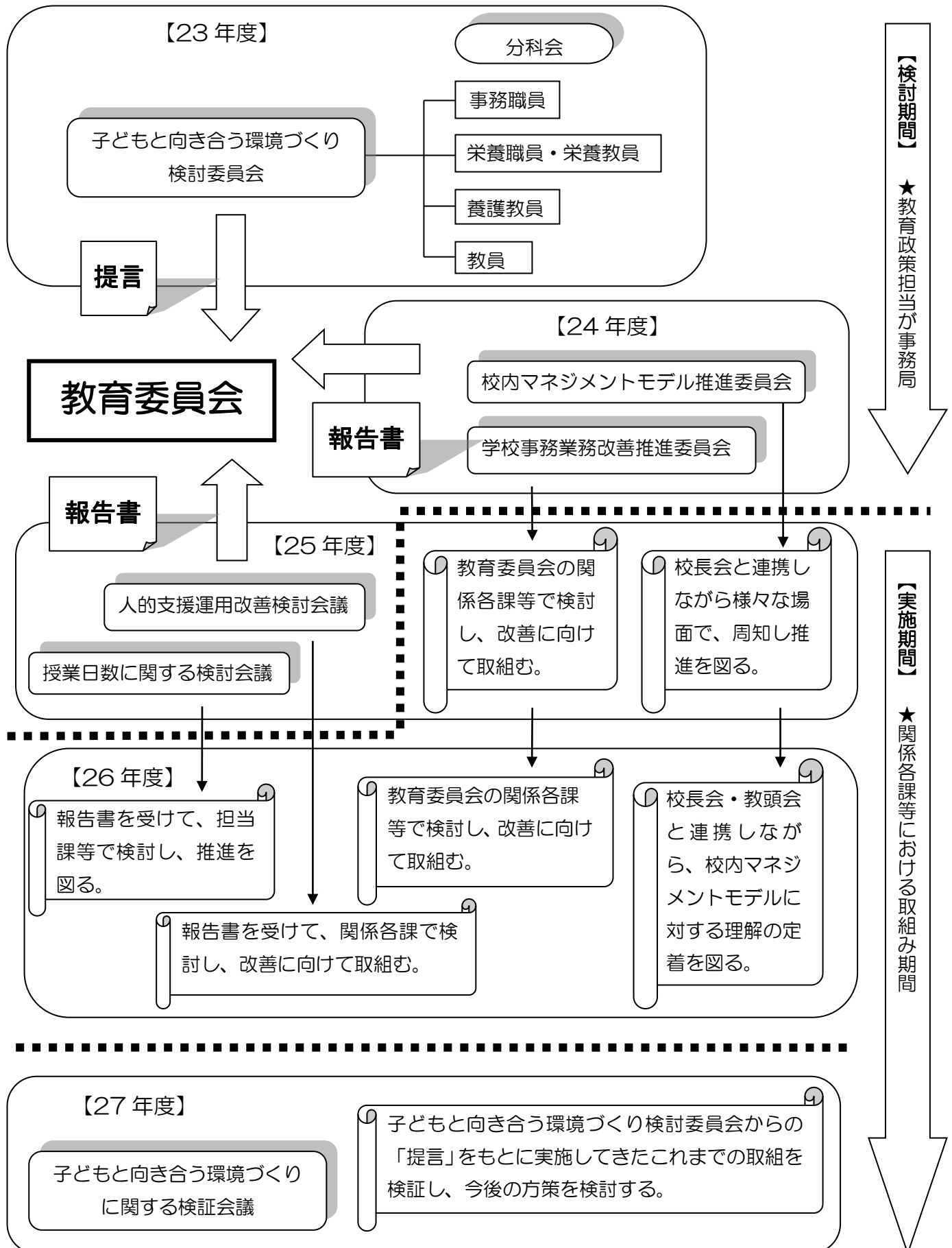


子どもと向き合う環境づくり推進事業について（概要）



子どもと向き合う環境づくり に関する検証会議報告書

～教員が子どもと向き合う環境づくりに向けて～

平成 28 年 3 月

子どもと向き合う環境づくりに関する検証会議

目 次

I	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	検証について・・・・・・・・	1
	1 検証の進め方	
	2 取組の検証結果	
III	まとめ・・・・・・・・	16
IV	おわりに・・・・・・・・	17
V	参考資料等・・・・・・・・	18
	○ 子どもと向き合う環境づくりに関する検証会議 設置要領	
	○ 子どもと向き合う環境づくりに関する検証会議 構成員名簿	
	○ 子どもと向き合う環境づくりに関する検証会議 開催経過	

I はじめに

現学習指導要領では、これまで以上に教育内容の質・量ともに充実が図られ、習得、活用、探究などの学力形成のため、授業時数が大幅に増やされた。加えて、食教育やキャリア教育など多様な教育活動の増加による多忙化が課題とされており、特に、教員が子どもと向き合う時間の確保が喫緊の課題となっている。

そこで、平成 23 年度、学識経験者を交えた「子どもと向き合う環境づくり検討委員会」を立ち上げるとともに、教員だけでなく、事務職員などの 4 つの分科会を設置して、子どもと向き合う環境づくりに向けた方策について検討し、提言としてまとめた。

この提言では、学校が取り組むことと市教育委員会が取り組むことがあげられ、これまでに、この提言の具現化を図るために 4 つの検討会議を立ち上げるとともに、学校・市教育委員会がそれぞれ取組を進めてきた。

平成 27 年度に、学校管理職と市教育委員会事務局職員による「子どもと向き合う環境づくりに関する検証会議」を立ち上げ、提言についてこれまで学校・市教育委員会が取り組んできたことを検証し、今後どのように進めていくかについて検討した。本報告書は、本検証会議の検討内容についてまとめたものである。

II 検証について

1 検証の進め方

平成 23 年度の検討委員会の提言では、教員が子どもと向き合う環境づくりの方策の方向性として、「学校が取り組むこと」と「市教育委員会が取り組むこと」に分けて示された。しかしながら、提言で示された方策については、両者が連携することによって効果が上がるものが多い。したがって、検証会議においては、提言の内容に基づいて、学校及び市教育委員会が連携して取り組んだものをまとめる形で、取組状況と今後の改善に向けた方策を検討することとした。

平成 24 年度には「校内マネジメントモデル推進委員会」と「学校事務業務改善推進委員会」を、平成 25 年度には「人的支援運用改善検討会議」と「授業日数検討会議」を開催した。これらは、提言の方策をより具現化するために設置した教職員と教育委員会事務局職員による検討会議であるが、これら会議の検討結果をもとに、これまで学校と市教育委員会が取り組んできたことについて、検証を行った。また、学校あるいは、所管課を中心になされた取組についても意見交換を行った。

次のページに「子どもと向き合う環境づくり検討委員会」から出された提言の概要を示す。

学校が取り組むこと	市教育委員会が取り組むこと
■組織及び業務に関して ① 適切かつ効率的な意思決定を実現する校務分掌の在り方 校務分掌が機能し、学校としての意思決定が適切にかつ効率よくできるよう、組織の在り方や業務の進め方を見直す。 ② 学校の事務的な業務の進め方や分担の仕方 各種事務的な業務を組織的・効率的に進められるように、事務的業務の現状の分担の仕方等について見直す。 ③ 校内会議・打合わせの在り方や運用の仕方 会議・打合せの内容や実施の仕方、資料等の準備の仕方等を見直すなどして効率的な運営を図る。 ④ 学校における人材育成 必要な知識、技術などを意図的、計画的、継続的に向上させる人材育成の仕組みを構築する。 ⑤ 教育課程編成の工夫 年間の教育活動や一日の時程の在り方、授業日の設定など、教育課程の編成を工夫する。 ⑥ 部活動指導 部活動指導については、年間スケジュールを見直し、生徒および教職員にとって無理のない活動に努める。 ■外部との関係に関して ⑦ 外部人材の活用とその対応 外部人材の活用を図るとともに、教職員に大きな負荷がかからないような効果的な受け入れについて検討する。 ⑧ 外部団体等からの依頼に対する対応 外部団体からの依頼に対しては、学校のエド活動のねらいに応じて適切に判断し、外部団体と調整のうえ、軽減を図るよう見直す。 ■働きがいもてる環境づくり ⑨ 働きがいもてる環境づくり よりよい人間関係づくりや業務等の協力体制を重視し、働きがいもてる環境づくりに努める。	■組織及び業務に関して ① 校内マネジメントモデルの確立・推進 校内マネジメントモデルの確立・推進を行う。 ② 業務の標準化 “業務の標準化”を図ることができる業務について検討し、その具現化を図る。 ③ 教育委員会と学校の役割分担 教育委員会と学校との役割分担の見直しを検討する。 ④ 調査・照会・文書処理の進め方 調査・照会の精選及び報告書、届書等の簡略化と文書処理の簡素化を図る。 ⑤ 会議・研修等の実施 会議や研修等について、内容、開催時期や時間、回数、対象者を見直す。 ⑥ 研究委託 研究委託の在り方や研究内容の発信の仕方について見直す。 ⑦ 各種教育委員会主催行事の実施 児童生徒や教職員の参加を求める行事を見直す。 ■人的環境に関して ⑧ 外部人材の活用に係るコーディネート 学校が外部人材を有効に活用できる仕組みについて検討する。 ⑨ 人的措置 学校を支援するための人的措置について検討する。 ■実務・教育環境に関して ⑩ 校務支援システムの有効活用 校務支援システムの有効活用を推進し、校務の効率化を図る。 ⑪ 学校施設等の整備 問題の未然防止や初期対応の改善を目指して学校施設等の整備を行う。 ■教職員のメンタル面への支援、「やりがい感」の高揚 ⑫ 教職員のメンタル面への支援 教職員自らがストレスを予防・軽減できるようにするための方策の充実について検討する。

2 取組の検証結果

提言の概要で示した「学校が取り組むこと」及び「市教育委員会が取り組むこと」の内容について、それぞれの項目ごとに、これまでの取組状況と今後の改善に向けた方策を示すこととする。なお、学校と市教育委員会が連携して取り組んだものについては、項目をグループ化したうえで、これまでの取組状況と今後の改善に向けた方策を包括的に記載している。また、「学校が取り組むこと」を㊦、「市教育委員会が取り組むこと」を㊧として表記する。

（１）学校の組織の在り方とその運営について

㊦ー① 適切かつ効率的な意思決定を実現する校務分掌の在り方

教職員の経験年数や一人がもつ業務量のバランスを考え、校務分掌が実質的に機能し、学校としての意思決定が適切にかつ効率よくできるよう、また、総括教諭がグループリーダーとしての役割を果たすとともに、全教職員が積極的に学校経営に参画するよう、組織の在り方や業務の進め方を見直す。

㊦ー③ 校内会議・打合せの在り方や運用の仕方

会議・打合せの内容や実施の仕方、資料等の準備の仕方を見直すとともに、校務支援システムを活用するなどして、効率的な運営を図る。

㊧ー① 校内マネジメントモデルの確立・推進

小中学校別、学校規模に応じた機能的な分掌組織のモデル構築を行い、学校運営の効率化の推進を行う。

平成 24 年度に開催された「校内マネジメントモデル推進委員会」の報告書において課題とされたグループ制に関わる課題や企画調整会議の役割等、多くの学校で改善がなされてきた。また、校内マネジメントにおいて重要な役割を果たす総括教諭（グループリーダー）の役割も明確になり、同時にその意識改革も図られてきた。

【取組状況について】

- 校長会・教頭会と連携し、総括教諭に関するアンケート調査を行い、これをもとに、新任総括教諭研修講座の見直しを行った。また、校内マネジメントについて、よい取組ができている学校の事例を発信したり、研究員会を通して研究を進めたりするなど、学校組織の活性化に向けて、取組を行った。
- 校長会の取組を通して、多くの学校で、グループ会議や企画調整会議、職員会議等の見直しがなされ、効率的な意思決定の流れができてきている。
- 事前のグループ会議、企画調整会議で十分な検討がなされているため、職員会議の時間が以前より短縮され、効率化されてきている。
- グループ会議や学年会を通して、校内の人材育成が図られるとともに、総括教諭の学校運営への参画意識が高まり、業務を遂行する上でのモチベーションの向上につながっている。

【今後の取組について】

- 校長会において、総括教諭が参加する企画調整会議の在り方について研究がなされてきており、総括教諭の学校運営への参画意識の向上やその役割の理解も含め、今後さらに、総括教諭を育成していくことが大切である。
- 小学校と中学校においては、級外の教員の人数に差があり、小学校でその人数が少ないことが、学校を運営する際の課題となっている。それぞれの学校種の特徴を十分に踏まえた上で、取組を進めていく必要がある。併せて、小学校の正規職員の増加が実現されるよう、今後も関係方面に働きかけを続けていくことが必要である。
- 教員の人数が少ない学校においては、特にさまざまな仕事が教頭に集まりやすい傾向がある。教頭の多忙さについては、以前から指摘されているが、教頭の職務を見直し、教員への指導等に時間を使うことで、間接的に教員が子どもと向き合う環境づくりにつなげていくことも大切な視点である。
- 校内マネジメントモデルをもとに、各学校では、学校運営組織が確実に改善されている。大切なことは、組織で教育活動を行うことにより、子どもと向き合う環境づくりが進むとともに、人材育成や業務遂行のモチベーションの向上が図られることである。現在、教員の年齢構成はアンバランスであり、そのことによる学校運営の厳しさもあるが、校長が常に機動的な学校運営組織を追求していくことが大切であり、市教育委員会も、研修の充実を図るなど、学校のニーズに応じた対応が必要となる。

(2) 学校における事務的業務の見直し

学一② 学校の事務的な業務の進め方や分担の仕方

各種事務的な業務を組織的・効率的に進められるようにする。そのために事務的業務の現状の分担の仕方や各種会計事務の進め方等について見直す。なお、学校の事務的な業務については市教育委員会等が行う調査や照会、定めている文書処理の仕方等に関わるので、学校だけで解決することは難しい。このことについては市教育委員会が主体的に調査や照会、文書処理の仕方等の改善を図ることが重要である。また、場合によっては各種会計事務の進め方については学校と市教育委員会の役割分担の検討も必要である。

市一② 業務の標準化

各学校の状況が異なる中であっても“業務の標準化”を図ることができる業務について検討し、その具現化を図る。

市一③ 教育委員会と学校の役割分担

学校教育活動以外の業務であり、かつ集中処理を行うことで業務の効率化が見込まれる業務について、市教育委員会と学校との役割分担の見直しを検討する。

なお、学校における各種会計事務の負担が大きい実態に鑑み、市教育委員会による集中管理も含め、様々な角度から検討する。

市一④ 調査・照会・文書処理の進め方

調査・照会は精選し、調査内容の重複を避け、最小限に努めるとともに、余裕をもった回答期限とするよう努める。また、報告書、届書等の簡略化と文書処理の簡素化を図る。このために、調査・報告・通知のルール策定及び運用の徹底、併せて調査・報告・通知などのチェックを行う調整窓口組織を検討し、重複処理の軽減などを図る。

なお、実施するにあたっては事前に学校現場の声を反映できるようにしたうえで、調査・照会・文書処理の進め方を構築するようにする。

平成 24 年度に開催された「学校事務業務改善推進委員会」報告書の現状と課題で指摘されている「学校における事務業務の分担」や「教育委員会事務局の各課の事務処理方法」、「各校へ送付される文書等の整理、調査・照会への負担」、「各校での文書管理の仕方」などについて、市教育委員会各課で取組を進めてきた。この数年間で少しずつ改善されてきているが、今後も、さらに取組を進める必要がある。

【取組状況について】

- 「就学援助関係の書類」について、学校を通して配付していたものを廃止したり、所管課から直接家庭に送付するようにしたり、「ALT の給食費を各学校で徴収していた」ことを派遣会社からの一括振込としたりするなど、具体的な事柄について、学校の事務負担を軽減する取組を進めた。

- 調査・照会については、調査依頼の仕方も検討・改善され、学校が処理しやすくなってきている。また、調査の回答期限についても学校の受領から2週間と定めたり、各課で調査の重複がないよう取り組んだり、調査の軽減を図っている。
- 各校へ送付される送付物に30枚ごとの付箋を付けるなど、学校への送付文書について工夫を行ったり、電子メールの送信方法について、市教育委員会と学校間の電子メールのルールの周知を再度図ったりするなど、事務負担軽減に向けて取り組んできた。
- 公文書管理規程の周知を再度行い、市立学校公文書管理規程や定型文書をイントラネットから閲覧・活用できるようにしたことで、学校の文書管理が改善されてきている。
- 電子メールの文書管理について、中学校教頭会で標準化されており、小学校教頭会でも同様の取組が進められている。

【今後の取組について】

- 日本スポーツ振興センターの共済給付金については、オンライン請求システムが整備されている。システム利用校数は増加してきているが、未利用校は今後も校内で利用に向けた取組を進めることとする。また、保護者に対する給付金の振り込みについては、所管課が12校で直接振り込みを試行している。このことにより、学校の負担軽減が図られているが、学校からの提出書類に不備があるといった課題もでてきている。学校と市教育委員会が連携して課題を解決し、これらの事務軽減を進めることが必要である。
- 学校給食費について、他市では、直接、市が学校給食費を徴収している事例もある。児童手当からの徴収などさまざまな取り組みが進められてきているが、公会計化に向けた取組を進められるとよい。また、就学援助関係や教材費等の徴収など、教員が現金を取り扱わずにすむような方策が検討できるとよい。
- 学校への電子メールによる文書送付は、添付文書が多く、これを印刷して処理するのに、担当者は毎日相当の時間を要している。電子メールによる情報の発信について、特に添付資料の多い文書の送付の仕方や時期等について、引き続き検討していく。
- 学校の事務作業全般を見直す中で、役割分担の明確化や業務の標準化を行い、平成27年7月に文部科学省で策定された「学校現場における業務改善のためのガイドライン」にも示されたように、教員と事務職員等との役割分担など組織としての学校づくりをさらに進めていく必要がある。

(3) 教育課程編成の工夫

⑤ 教育課程編成の工夫

新学習指導要領における授業時数を確保しつつ、教育活動のねらいや内容、学校運営に係る取組について精査し、年間を通して教育活動や学校運営を見直すとともに、一日の時程の在り方や授業日の設定について工夫する。

平成25年度に開催された「授業日数検討会議」において検討された「充実した教育活動の具体的実践とその取組に対する課題について」と「授業日数増加の在り方」について、全校が試行したことにより、その取組と課題が明らかになってきている。

【取り組み状況について】

- 授業日数を増やすことで、5時間目や6時間目を利用して教育相談・家庭訪問・個人面談を行ったり、研修を実施したり、期末試験を2日から3日にすることで丁寧な評価につながったりするなど教育活動の充実が進んでいる。また、学期の始め・終わりをゆるやかにできたり、日没が早くなる1月以降を5時間日課にすることによって放課後の時間を確保したりすることで、生徒会や部活動等で、子どもと向き合う時間を生み出すことができている。
- 授業日数を増加したことで、教育課程について見直す機会になった。他校の状況や実践例を聞く中で、自校の教育課程編成についても工夫することができている。
- 授業日数が増加したことで授業時数を増やすことができ、休校措置をとっても余剰が出てきているなど、メリハリのある教育課程の編成につながっている。
- 上記のように、教育課程編成の工夫ができ、子どものための教育活動が充実するという効果がある一方で、現在の管理運営規則で定められた授業日を増加させて教育活動を行うことで、部活動など他の教育活動の実施や子どもの健康面に課題がでるだけでなく、教職員の休暇が取得しにくい状況となり、教職員の健康面やモチベーションの維持向上の面では課題も多い。

【今後の取組について】

- 授業日数の増加は、「人間性豊かな子ども」の実現を目指した教育課程編成の工夫の方策の1つとして、取り組んでいるが、ややもすると、授業時数増加が前面にでていくきらいがある。授業日数増加のねらいが、提言にあるように「教育活動のねらいや内容、学校運営に係る取組について精査し、年間を通して教育活動や学校運営を見直すとともに、一日の時程の在り方や授業日の設定について工夫する」ことにあることを再度確認する必要がある。そして、家庭での過ごし方も含めた長期休業の在り方については検討が必要であるとの指摘を踏まえ、各校の試行状況と趣旨を踏まえた授業日数増加について、さらに検討をしていく必要がある。
- 授業日数増加の取組が進んでおり、平成29年度に向けて、教育課程編成の工夫をさらに進める必要がある。また、夏季休業期間中の一定期間は研修も入れず、閉校にするなど、教職員の健康面からも子どもと向き合う環境づくりをする必要がある。
- 授業日数の増加の取組については、学期制も関連してくる。学期制の在り方についても、引き続き検証・検討を行う必要がある。

（４）人的措置

①—⑨人的措置

財政面を踏まえながら、学校を支援するための人的措置について検討する。
なお、人的措置については量だけの問題ではないので、教育効果や学校における活用状況について検証し、その運用の仕方についても検討する必要がある。また、正規教員の増員については国・県に対して要望し、その実現につなげることが必要である。

平成 25 年度に開催された「人的支援運用改善検討会議」の報告書において支援職員の運用改善に関して示された具体的な 3 つの方策「支援職員の力を十分に生かす」「支援職員の人員・時間の不足への対応」「支援職員の役割の理解を深める」に基づき、各学校と市教育委員会が取り組んできている。多くの支援職員を配置することで、教員が子どもと向き合う環境づくりに一定の成果をもたらしている。

【取組状況について】

- ふれあい相談員や登校支援相談員等の支援職員に対して、それぞれの研修会を実施し、支援職員としての役割の理解を深めたり、その力を十分に生かすための専門的事項について理解を深めたりしている。
- 学校の要望に応じて、サポートティーチャー等の支援職員の活用場面を増やしたり、時間数増加を行ったりしてきている。
- 学校に対しては、児童生徒指導担当者会や支援教育コーディネーター連絡会を通して、支援職員の役割や活用について周知を図ったり、巡回相談の実施時やスーパーバイザーの訪問時に指導主事から具体的な場面を通して管理職や担当者に周知したりするなど、さまざまな機会を捉えて、支援職員の役割について理解が進むよう取り組んでいる。
- 支援職員の配置にはその日数や人数にも限りがあり、学校としても教育課程の編成を工夫するなど、現状で最大限支援職員を生かせるように取り組んでいる。

【今後の取組について】

- 施策を推進するための非常勤職員と、児童生徒指導的な部分で支援するための非常勤職員とさまざまな支援職員がいるが、これだけの支援職員が配置されていることは、他市と比較しても恵まれている。かなり柔軟な運用ができるようになってきているので、さらに学校のニーズに応じて支援職員を重点的に配置できるような仕組みを考えられるとよい。また、さまざまな支援職員の質の確保やその仕組み作りについても、引き続き取り組む必要がある。
- 市立養護学校や市立ろう学校がセンター的機能をもっており、作業療法士や言語聴覚士といった人的措置もある。巡回相談など活用できる具体的方法を周知し、これをさらに生かしていくことも大切である。
- インクルーシブ教育システムが導入される中で、支援が必要な児童生徒に大人の手がすぐに入ってしまうのではなく、学級づくりの中で、子ども同士がお互いを理解し、育っていく関係づくりの視点も大切にしたい。そのためには学級活動などが大きな意味をもつので、若手教員への人材育成という視点も含め、ベテラン教員からの技術の継承を各校で進めたい。
- 財源の問題もあり、支援職員には限りがある。どのように有効にこれを生かしていくのかということ「人的支援運用改善検討会議」の報告書をもとに、今後も考えていく必要がある。
- 教育の情報化支援員や理科支援員など、あれば学校としてよりよい教育活動につながる非常勤職員は多い。また、国においても、「チーム学校」の中で、さまざまな職種の職員を学校に配置しようとする動きがある。今後は、今以上にさまざまな職員が子どものために指導にあたる体制をつくることが予想される。そのためにも、管理職だけでなく、教員一人一人がさまざまな職員と協働しながら子どもを指導していくという意識も必要である。

(5) 学校における人材育成

④学校における人材育成

経験年数の少ない教職員が増えている中、日常の業務を行いながら、必要な知識、技術、意欲などを意図的、計画的、継続的に向上させる人材育成の仕組みを構築する。

なお、学校における人材育成と教育委員会が行う研修とが、ねらいや内容において重なることがないように見直すとともに、実施した後の報告書を簡略化することで教職員の負担を軽減することも必要である。

教育研究所において、教職員の研修体系が構築され、さまざまな研修が行われているが、経験年数の少ない教職員の人材育成が喫緊の課題である。また、市教育委員会においては、人材育成のプロジェクトチームを立ち上げ、教員の人材育成に係る取組を推進しているところである。

【取組状況について】

- 各学校では、研修について校内単独で行ったり、近隣の学校と連携したり、小中一貫教育を活用して小中の教員が一緒に行ったりするなど、さまざまな機会を捉えて人材育成を図っている。また、研修会を設定するのではなく、児童生徒指導等の具体的場面で、教員の人材育成を意図的に行っている学校もある。各校がさまざま工夫を凝らして人材育成の取組を推進している状況である。
- 人材育成は若手教員だけではなく、ミドルリーダーにも総括教諭にも必要である。総括教諭はグループ制で力を発揮し、若手教員を育てている。一方、企画調整会議を活用して、総括教諭も育ってきている。校内で人材育成を日々行うことで、働きがいのある職場づくりにつながっており、そのような意識が教員にもある。各校では、管理職が意識をもって、人材育成に取り組んでおり、ここ数年で取組は確実に進んできている。
- 総括教諭の人材育成のために、新任総括教諭研修の実施や市内の優れた実践の発信を行った。
- 教育研究所においては、研修の在り方を年度ごとに見直し、学校のニーズに応じたさまざまな研修を構築するとともに、研修回数については削減を図っている。

【今後の取組について】

- 特別支援学校における専門性を身に付けるためには、それ相応の研修が必要となってくる。特に全国でろう学校をもっている市立学校は神奈川県内の3校のみとなり、研修機関も限られてくる。これら専門性の研修についても配慮が必要である。また、小中学校から、教科指導や学級指導、児童生徒理解といった基本的な事柄が身に付き、学校でリーダーとなって活躍していた教員が異動してくることで、学校の活性化にもつながっていく。
- 学校における人材育成は、これまで校内で自然に行われたものが、教員の年齢構成のアンバランスから、学年、教科を経験年数の浅い教員同士で組まざるを得ない状況となり、本来、教員が学ぶ場となる学年会や教科会などが機能していない現状も少なからずある。人材育成はかつてのように自然に行われるものでなく、意図的・計画的に取り組む必要があり、すべての教員が、横須賀市の「求められる教師像」を目指して、学び続けることが大切である。

(6) 部活動指導

⑥部活動指導について

中学校においては、年間の活動スケジュールを見直し、メリハリがあり、生徒および教職員にとって無理のない活動に努める。なお、部活動は学習指導要領において規定されているように、中学校において重要な教育活動であり、まさしく子どもと向き合う場であることから、単に活動の機会を削減するものではないことを踏まえなければならない。公式試合や発表が間近にある場合などの状況に応じて活動の濃淡をつける等の工夫をする。

【取組状況について】

- 対外的行事（公式試合やコンクール等）のスケジュールは、関係団体の意向や上位大会との関係などのこともあり、学校独自で調整や変更がきくものではない。また、これらに参加する場合、参加する行事を精選したり、練習回数を削減したりすることは、生徒や保護者の理解が得られにくい場合もあり、難しい。
- 研究授業や学級活動のために、部活動を行わない日を週に1日定めている学校もある。
- 部活指導者派遣事業を実施することで、顧問が経験をしていない部活動の技術指導の難しさを援助している。
- 部活動指導は、技術指導だけでなく、生徒指導的な部分も含んでいるので、外部指導者に全面的にまかせることについては、難しさがある。自分が専門でない技術指導についての負担感を減らすということであれば、効果がある。しかし、時間的な軽減にはつながっていかない。

【今後の取組について】

- 市中体連の指針においても、県の指針と同様「土曜日に練習や試合・事業を実施し、原則的に日曜日は選手・教師の休養日とする。」とされており、各校で、これらの取組を進めることも必要と思われる。
- 部活動については、学習指導要領で規定されているとおり、中学校において重要な教育活動であり、単に活動の機会を削減すればよいというものではない。これを減らすことで、却って生徒指導を増やすなど、逆の心配も懸念される。他方「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」（平成27年12月中教審答申）において、教員に加え、専門スタッフの活用が提案され、部活動指導員（仮称）について言及されている。今後の国の方向性も見ながら引き続き、子どもと向き合う環境づくりの観点から検討を進めたい。

(7) 外部人材の活用

学一⑦ 外部人材の活用とその対応

保護者や地域ボランティアの活用により、教育活動の充実を図りつつ、教職員に大きな負荷がかからないような効果的な受け入れに関して検討する。

なお、外部人材の活用については、そのことをコーディネートすることに負担がかかっている現状を踏まえ、必要に応じてコーディネートする人の位置付けを検討する。また、このことについては「市教育委員会が取り組むこと」の「外部人材の活用に係るコーディネート」においても併せて検討する。

市一⑧外部人材の活用に係るコーディネート

必要に応じて学校と地域をつなぐコーディネーターを置くなど、外部人材の活用に係る運用の負担を軽減し、学校が外部人材を有効に活用できる仕組みについて検討する。なお、コーディネーターは地域人材の活用も含めて検討する。

【取組状況について】

- 中学生を地域のボランティアとして募集したり、学校の教育活動に地域の人を紹介したりするなど、地域の人が、学校と地域をつなぐコーディネーターとしての役割を果たしている学校もある。
- 読み聞かせや図書館の整備など図書指導に関わるボランティアを活用している学校は多い。

【今後の取組について】

- 学校は教育効果を高めたり、一人一人の子どものニーズに応じた教育を展開したりするために、外部人材の活用を図っている。したがって、ボランティア等を効果的に活用するための仕組みづくりやそれに見合った予算の確保など検討していくことが必要である。

(8) 外部団体からの依頼に対する対応

学一⑧外部団体等からの依頼に対する対応

各種団体の会合、大会、コンクールなど児童生徒や教職員の参加要請については、学校の教育活動のねらいに応じて適切に判断し、外部団体等と調整のうえ、軽減を図るよう見直すとともに、年間を見通し計画的に進めることが必要である。

なお、学校としては個別の案件については外部団体との調整は可能だが、年間の会合の在り方等については市教育委員会が働きかけるなどの支援も必要と考える。

【取組状況について】

- 各校において、教育活動のねらいを精査し、軽減を図ってきている。
- 教職員の参加要請については、十分な軽減が図られていない。

【今後の取組について】

- 年間の会合等、教職員の参加が必要不可欠なものであるのかは、今後も学校と市教育委員会が連携を図り、調整していく必要がある。

(9) 働きがいもてる環境づくりとそのための支援

⑨ー⑨働きがいもてる環境づくり

教職員が心身の健康を保ちつつ、高いモチベーションをもって子どもと向き合えるようにするために、よりよい人間関係づくりや業務等の協力体制を重視し、働きがいもてる環境づくりに努める。なお、勤務時間の管理等については、教職員への一声も含め管理職のマネジメントによるところも大きいのが、働きやすい職場となるよう学校全体で留意する。

⑩ー⑫教職員のメンタル面への支援、「やりがい感」の高揚

教職員自らがストレスを予防・軽減できるようにするための方策の充実について検討する。また、教職員の「やりがい感」を大切にするために、学校教育の成果や教職員の努力を広く市民に発信する。なお、これらは学校が取り組む「働きがいもてる環境づくり」の状況も把握しながら検討する必要がある。

【取組状況について】

- 市民向け広報紙を通じて、学校教育の取組や教職員の努力を発信することを行ってきた。
- 学校教職員安全衛生委員会の取組として、月に1回程度の一斉退勤日の呼びかけを行った。
- 月1回のノー残業デー等の工夫を行っているが、子どもの状況によって、実施しきれていない現状がある。学校は想定外なことが多く、計画的に進まないのが、難しい面が多い。また、定時帰宅の取組が、メンタル面ややりがい感につながるかどうかは難しい部分がある。一方、この取組により、仕事の効率化を考えるきっかけとなり、設定自体には肯定的な声が多い。
- 教員のメンタル面では、保護者対応が大きいと思われる。現在は、より丁寧な対応が求められており、その対応の回数や時間が増えている傾向にある。

【今後の取組について】

- 人材育成のアンケートにおいて、同僚との関係が高まると対人関係ストレスが低くなり、校務分掌等における役割に対する自信のなさやうまくいかないという思いが低くなるということが明らかになっている。このことから、同僚との関係というものが教職員の働きがい大きく影響しており、よりよい人間関係づくりや業務等の協力体制を重視していくことが今後も大切である。
- 次年度から「ストレスチェック制度」が市教育委員会に義務付けられる。受検は任意であるが、これにより、教職員のストレスへの気付きやメンタルヘルス不調を未然に防止することが期待される。

(10) 会議・研修等の実施

市一⑤会議・研修等の実施

教職員に出席や参加を求める会議や研修等については、内容や実施の仕方、開催時期や時間、回数、対象者を見直す。

なお、会議や研修等に応じて、校務支援システムのグループウェアなど、学校に提供しているＩＣＴ環境を有効に活用する。

【取組状況について】

- 学校開放担当者説明会については、希望者のみとしたり、資料送付のみで個別に対応することとしたりするなど、4月の繁忙期の会議を削減した。
- 総括教諭等学校運営推進者連絡会については、そのねらいも見直し、年間5回であったものを3回に削減した。
- 担当者会については、その年度ごとに、開催時期、回数、内容等について見直しを行い、精選を図ってきている。
- 年間を通した研修の内容や回数に対しては見直しを行ってきている。ただ、学校では、それが反映されているように映っていないと感じている。
- 管理職や総括教諭を対象としている研修について、その人数枠が小さい研修があるなど、今後工夫が求められる。
- 会議については、徐々に精選されてきていると感じている。総括教諭等学校運営推進者連絡会や担当者会を校内で上手に活用できると人材育成につなげられる。
- 研修については、意識の高い教員が、前向きな気持ちを持って、研修に参加していることが伺える。研修も精選されてきており、自分が望んで選択していけば、キャリアアップにつながるものとなっている。

【今後の取組について】

- 今後も研修の内容については、学校のニーズを把握しながら、内容・回数について検討を重ねていく。また、小規模校が増えていることから、会議についても、開催時期、回数、対象等、引き続き検討していく。
- 校務支援システム等を活用することで、さらに出張を減らすことを検討したい。
- 特別支援学校ということでは県や他のところに行けるシステムがある。研修については、積極的に参加できる環境を整えていきたい。

(11) 研究委託

㊦ー⑥研究委託

研究委託の在り方や研究内容の発信の仕方について見直す。

なお、校内研究はよりよい教育活動の具現化において必要なものであり、子どもと向き合う環境づくりにおいて、その質の向上という観点において重視する必要がある。また、取り組む教員が指導力の向上や教育実践の成果などを実感できるよう、研究の在り方について学校への支援が重要である。

【取組状況について】

- 学校研究における研究授業は、経験が浅い教員が授業技術を身に付けていく上で大変有効である。
- 一方で、研究の本来の目的である「日常の教育活動に生かす」という視点については課題がある。また、教科等研究会と連携を図りながら研究を進める等、より一層の工夫が必要である。
- 研究発表日当日だけでなく、事前の段階から指導主事が積極的に関わり、充実した校内研究になるよう支援している。
- 委託研究校数の検討や指導主事の関わり方など、検討しながら進めてきている。

【今後の取組について】

- 学校にとって、校内研究は必要なものであり、授業改善のためには、さまざまな形で取り組んでいかなければならない。一方で、研究委託の在り方については、質の向上を図るとともに、その成果が市全体に広がるような工夫をさらにしていく必要がある。また研究委託により、予算をともなう取り組みも可能となることから、学校への支援の仕方も含め、引き続き検討していく。

(12) 各種教育委員会主催行事の実施

㊦ー⑦各種教育委員会主催行事の実施

児童生徒や教職員の参加を求める行事を見直す。なお、市教育振興基本計画に位置付けられている施策「教育活動の充実」における各種行事も含め、行事のねらいと教育効果を検証し、評価・改善を通して精選することも必要である。

【取組状況について】

- 小学校6年生の「芸術鑑賞会」については、校長会からの要望もあり、削減を行った。
- 各課で所管する行事については、年度ごとに所管課において、評価し、改善を進めてきている。

【今後の取組について】

- 教育活動の充実のために、各種行事が取り組まれているが、今後もそのねらいと効果を検証しながら、参加行事の見直しを進めていくこととする。

(13) 校務支援システムの有効活用

㊦ー⑩校務支援システムの有効活用

校務支援システムのより一層の活用により、校務処理の効率化を進める。

なお、校務支援システムの活用をさらに促進するために、教職員へその活用方法を的確に周知し、実務研修を引き続き十分に実施していく。

また、学校現場での利用実態を把握するとともに、運用上生じてくる課題については、その原因を分析し、改善を図っていくことが必要である。

【取組状況について】

- 校務支援システムが導入されたことにより、教職員の個人用校務機から電子メールの送受信が可能となり、情報共有や情報伝達にかかる時間の削減を図ることができた。電子メール機能の利便性を感じる教職員の割合も増加している。一方で、電子メールによる学校送付文書については、市教育委員会が印刷していたものを、現在学校が行っているという意味では学校の負担は増えている。
- 聴覚障害の教職員も在職するろう学校をはじめとして、掲示板が有効活用されている。
- 通信簿、調査書、指導要録、卒業関連書類の作成において、校務支援システムを活用することにより、成績の一元管理が実現し、データの転記の必要がなくなり、一定の効率化が図られた。このことにより、教職員の負担の軽減につながっていることが伺える。
- システムの導入だけでなく、操作研修の実施、各種操作手順書の作成、電話等によるサポートの充実、支援員の派遣など、大変有効であった。いつでも支援するという状況を今後も継続してほしい。
- イントラネットに掲載された定型文書集は活用しやすい。

【今後の取組について】

- 学校としては、パソコンを開ける時間があれば、まずは教室に行って窓を開け、子どもと関わってくれる先生を望んでいる。子どもに関わる人が多い中では、直接話した方がよいことも多く、これ以上の活用は難しい部分もあるが、校務支援システムの有効活用について、さらに検討を進めていく。
- 特別支援学校についても、可能な範囲で、より効率的で効果的な運用の仕方を検討していく。

(14) 学校施設等の整備

㊦ー⑪学校施設等の整備

各教室と職員室などをつなぐ伝達システムや児童生徒の状況に応じた対応が可能となる相談室、トイレなどの整備により問題発生の未然防止・問題への初期対応を改善する。

なお、施設等の整備については各学校の状況が異なることから、また、既存の整備計画があることから、優先順位を設けて行う必要がある。

【取組状況について】

- 児童生徒数の減少により、普通教室を相談室や児童生徒のニーズに対応した場所とすることができ、有効に活用できている。
- 災害時において活用できる携帯電話（災害時優先電話は1台）を導入したことにより、各校で2台の携帯電話が配置され、校外行事やプール指導等の活動の際に活用できることとなった。
- 既存の整備計画に基づき、優先順位を考えながら、施設等の整備に取り組んできた。

【今後の取組について】

- 限られた財源の中で、既存の整備計画を基に、今後も施設等の整備に努めていく。

Ⅲ まとめ

子どもと向き合う環境づくりについて、全体的には、学校も市教育委員会もそれぞれが、よりよい教育環境を求め、取組を進めてきたことが伺えた。子どもと向き合う環境づくりについては、これが最善であるということはなく、たえずその検証と取組の継続が必要となっていく。

提言に基づいたそれぞれの取組は、確実に子どもと向き合う環境づくりを進めているといえるが、検証会議の中でも指摘されたように、学校現場には実感としてそれが反映されるところにはいたっていない。また、提言の「多忙化の背景・原因」にあるように、教員の勤務の特殊性や職務に対する姿勢、教育課題への対応、事務的作業への対応等さまざまなことが、要因としてあげられ、学校と市教育委員会だけの努力では、解決しないことも多い。

これまで、提言の中で示された方策について、その実現のために検討会議を設置し、取組の具現化を進めてきた。また、学校や所管課において、取組が進められてきたものもある。

提言の中では「これら方策についての進捗状況を定期的に把握し、成果と課題を踏まえ、改善を図ることが求められるため、その進行管理を行う責任の所在や時期、手順等を明確にする必要がある」とされた。今回の検証会議では、これら提言について、網羅的に取組の状況と今後の改善に向けた方策について、意見交換を行ったが、それぞれの内容については、今後も各学校と所管課で取組を進めるものとする。

国においては、平成 18 年度の教員勤務実態調査や平成 26 年度の教職員の業務実態調査が行われ、平成 27 年 7 月に、「学校現場における業務改善のためのガイドライン」が策定された。その中で、「中学校等の教員を対象とした OECD 国際教員指導環境調査によると日本の教員の 1 週間あたりの勤務時間は参加国最長である」ことが指摘され、業務改善の基本的な考え方と改善の方向性が示されている。具体的には、「校長のリーダーシップによる学校の組織的マネジメント」「教員と事務職員等との役割分担など組織としての学校づくり」「校務の効率化・情報化による仕事のしやすい環境づくり」「地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくり」「教育委員会による率先した学校サポートの体制づくり」があげられている。

検証会議において、教員が子どもと向き合う環境づくりを進めるためには、児童生徒指導が安定して行われていることが一番であると指摘された。日々、児童生徒指導の対応に追われれば、教材研究といった授業づくりや一人一人の児童生徒に関わっていることが難しくなってくる。そのためには、校長のリーダーシップのもと、教職員がチームとして、手を携え、児童生徒の指導にあたっていくことが求められる。学校の組織マネジメントの重要性はあらためていうまでもないが、その必要性を全教職員が理解し、具体的な実践に取り組んでいくことが大切である。また、中教審において審議された「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」においても、組織として必要な指導体制を整備することが必要とされており、今以上に、さまざまな専門スタッフとともに教育活動を進めていくことが予想される。

市教育委員会においては、校長が学校の組織マネジメントをしやすくなるように、必要な予算措置や人的資源の管理をすることや、市内の大学との連携といった横須賀市がもつ地域のさまざまな資源を生かし、より充実した教育活動に取り組めるよう積極的に学校を支援していく必要がある。さらに、学校と市教育委員会が連携して学校における業務の内容や分担等の見直しなど、これまでも取り組んできたことを引き続き推進していくこととする。

学校によりよい教育環境をつくっていくためには、学校と市教育委員会が連携して取り組むことが不可欠である。一方で、学校が何をすべきところであるのかについて、学校、保護者、地域のそれぞれの役割を考えていくことも大切である。今後も定期的に会議を開催しながら、時代の要請や状況に合わせた取組を検討し、施策として推進していくこととする。

IV おわりに

提言が出されて以後も、道徳の教科化や小学校での英語教育の拡大など、学校教育にはさまざまな教育活動への対応が求められるとともに、いじめや暴力行為等の問題行動の発生、外国につながるのある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒の増加など学校現場に関する課題は多様化してきている。

これからの学校には、校長によるマネジメントだけでなく、教職員一人一人が、学校運営に参画する意識をもち、さまざまな専門的職員とともに職種を越えた連携が求められている。これからも、学校が子どもたちにとってよりよい環境となるための仕組みづくりやその推進を市教育委員会がリーダーシップをとって行うとともに、必要に応じて学校と協議・調整を行いながら、改善を図り、「教員が子どもと向き合う時間」を生み出すことにつなげたい。

5 参考資料等

【 子どもと向き合う環境づくりに関する検証会議設置要領 】

(設置)

第1条 子どもと向き合う環境づくり検討委員会の提言を受け、これまでの取り組んできたこと
に対することがらを検証するとともに、提言を実現するための今後の方策について検討す
るため、子どもと向き合う環境づくりに関する検証会議（以下「検証会議」という。）を設
置する。

(組織)

第2条 検証会議は、12人以内の構成員で組織する。

2 検証会議は、学校の教職員及び教育委員会事務局員からなる組織とする。

3 構成員の任期は、会議開催の日から当該年度の末日までとする。

(委員長等)

第3条 検証会議にリーダー及びサブリーダーを置く。

2 リーダー及びサブリーダーは、教育政策担当課長が指名する構成員をもって充てる。

3 リーダーは、会務を総理し、会議の議長となる。

4 リーダーに事故があるときは、サブリーダーがその職務を代理する。

(会議)

第4条 検証会議は、リーダーが招集する。

2 検証会議は、構成員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 検証会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 検証会議の庶務は、教育委員会事務局教育総務部総務課教育政策担当課において行う。

(その他の事項)

第6条 この要領に定めるもののほか、検証会議の運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(この要領の失効)

この要領は、平成28年3月31日限りでその効力を失う。

【 子どもと向き合う環境づくりに関する検証会議 構成員名簿 】

◎：リーダー ○：サブリーダー

No	氏 名	備 考
1	○ 長 裕輔	大津小学校 校長
2	◎ 岡部 俊輔	追浜中学校 校長
3	北村 耕一	ろう学校 校長
4	進藤 眞由美	養護学校 校長
5	菅原 和子	明浜小学校 教頭
6	望月 幸治	鴨居中学校 教頭
7	川上 誠	教育委員会教育指導課 主査指導主事
8	富澤 真由美	教育委員会支援教育課 主査指導主事
9	小田 耕生	教育委員会学校保健課 指導主事
10	鈴木 史洋	教育委員会スポーツ課 指導主事
11	一柳 直行	教育委員会教育研究所 主査指導主事
12	金子 美夕貴	教育委員会教職員課 主査指導主事

※事務局

1	河野 和代	教育委員会総務課 教育政策担当 主査指導主事
2	篠崎 和明	教育委員会総務課 教育政策担当 主査
3	大堀 圭輔	教育委員会総務課 教育政策担当 主任

【 子どもと向き合う環境づくりに関する検証会議 開催経過 】

開催日	検討内容
第1回 子どもと向き合う環境づくりに関する検証会議 平成27年6月10日	・検証会議の目的について ・校内マネジメントモデルに基づいた学校組織の検証について ・学校事務業務改善に関する取組について
第2回 子どもと向き合う環境づくりに関する検証会議 平成27年7月2日	・人的支援運用改善検討会議報告書に基づく検証について ・教育課程編成の工夫について
第3回 子どもと向き合う環境づくりに関する検証会議 平成27年9月8日	・提言全般についての検証について
第4回 子どもと向き合う環境づくりに関する検証会議 平成27年10月6日	・検証報告書（案）の検討について
第5回 子どもと向き合う環境づくりに関する検証会議 平成28年2月2日	・検証報告書（案）の検討について

(事務局)

横須賀市教育委員会

〒238-8550

横須賀市小川町 11

担当：教育総務部総務課 教育政策担当

TEL 046-822-9709

FAX 046-822-6849

子どもと向き合う環境づくり推進事業について

「学校事務業務改善推進委員会報告書」に基づく平成27年度の実施・検討状況一覧

1 学校内の事務業務に関すること

25年度学校事務業務改善推進委員会報告書に 基づく改善状況及び検討結果報告書より		27年度の実施・検討状況		所管課
1-2 学校事務にかかる学校間連携	○学校間連携のサポート体制を進めています。	○研修会（経験豊かな職員による講師や分科会）を通じて、業務に対する効果的な取組の共有化を図ることで、学校間の連携が深まるように努めています。		教職員課
1-6 就学援助事務処理の簡素化	○電子データのリスト提供は、今後の検討課題とします。	○個人情報の管理及びシステム改修費用の問題があり、現段階では実現が困難です。		支援教育課
1-7 学校給食費に関する事務	○学校給食費の公会計化は、今後も検討していきます。	○学校給食費の公会計化は、引き続き検討しています。		学校保健課
1-9 医療費の申請業務を養護教諭とする	○オンライン請求システムの導入を今後とも働きかけていきます。	○引き続き市立学校長会議などを通じて、導入をお願いしています。 ※平成28年1月時点の導入率 70.7% ※平成27年1月時点の導入率 58.7%		学校保健課
1-10 共済給付金の振り込み業務	○試行の結果から、より効率的な事務処理を検討していきます。	○教育委員会が保護者口座に日本スポーツ振興センターの共済給付金を直接振り込むことについて、12校で試行しています。 ・今後、人員面や財政面などを踏まえ、試行の結果からより効率的な事務処理を検討していきます。		学校保健課
1-11 非常勤・臨時職員の任用、出勤簿の管理	○任用時の書式の統一、出勤簿の統一、出勤簿の管理方法の統一について、検討します。	○任用時の書式については、人事課が示す様式を使用しており、ある程度の統一は図られました。 ・なお、任用する職種により必要な記載事項等が異なる場合があり、臨時職員の負担を軽減するために、一部手直しして使用しています。 ○出勤簿の統一については、任用する職種によって、給与計算に必要な情報が異なる（勤務日数、勤務時間等）ため、統一することはできません。 ・現在、出勤簿に必要な情報が同じ職種については、統一された形式となっております。 ○出勤簿の管理方法の統一については、これまで各課で対応していましたが、平成28年4月から9月まで、試行として、全課統一して、月の最初のメールアドレスカードで出席簿の原簿を提出していただく予定です。 ・ただし、カレンダーの関係で、月の最初のメールアドレスカード間に合わない場合は、フロックスによる送付をお願いします。 ・半年間試行し、課題があれば、さらに検討していくこととします。		教育指導課 支援教育課 学校保健課 教職員課
1-12 入退学事務の簡素化	○在学証明書・入学通知書のA4化は、在庫を踏まえて検討します。 ○受付台帳の標準化は、検討します。 ○入退学事務の簡素化は、今度の課題として検討します。	○平成27年10月1日から、A4化を実施しました。 ○各学校によって対応が異なっていますが、特に問題が発生している状況はありませんので、具体的な要望等があれば検討します。 ○具体的な事例・要望等があれば検討します。		支援教育課
1-14 児童生徒使用の図書の管理	○台帳作成を義務付けてはいませんが、有効活用するためには台帳を作成しながら、蔵書や貸出の状況を管理しやすくしていく必要があり、今後、どのような手立てを進めるべきか、こども読書活動推進事業の中で、引き続き検討していきます。			

2 教育委員会からの文書等の処理及び公文書の管理に関すること

25年度学校事務業務改善推進委員会報告書に 基づく改善状況及び検討結果報告書より		27年度の実施・検討状況	所管課
2-4 国・県からの照会文の省略	○基本的には、国・県の照会文を添付することとしますが、添付の方法や省略 できる方法等について、検討します。	○依頼根拠を示すために、国・県の照会文は添付することとします。 ・ただし、学校の必要性に応じて印刷を省略できるように、平成28年度から「必要に応じてご活用ください」と明記すること とします。	教育政策担当
2-5 電子メールと紙文書の重複	○従来の「教育委員会と学校間の電子メールのルール」について、守られて いない傾向があるので、再度、周知します。	○これまで、「紙と併用する場合で、添付したファイルを印刷した場合の枚数が、10枚程度以上となるときは、メールと通郵便 (メールカー)を併用すること」としていましたが、次年度より、これをやめることとします。	教育研究所
2-7 電子メールの送信方法	○従来の「教育委員会と学校間の電子メールのルール」について、守られて いない傾向があるので、再度、周知を図ります。	○平成27年4月に各課に周知しました。 ・なお、教頭会からご意見をいただきましたので、若干修正し、28年4月から実施します。	教育研究所
2-8 文書のフレイニング方法	○電子データの管理方法について、26年度から、中学校の教頭会で試行を行う 予定なので、その結果を元に、小学校の教頭会と調整します。	○中学校教頭会で行っている電子データの管理方法の取組が、小学校教頭会に紹介され、小学校教頭会においても同様の取組が 準備されています。	教育政策担当